

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(67/76)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[905]	安全避難通路	安全避難通路	増設					○			放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設					○			発電機室 認可番号 5次:-
									○		第1廃棄物処理所 認可番号 6次:-
										○	第2廃棄物処理所 認可番号 6次:-
										○	シリンダ洗浄機 認可番号 6次:-
										○	第3廃棄物倉庫 認可番号 6次:-
										○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:-
										○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
										○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-
							○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-			
[906]	同位体分析設備	表面電離型質量分析装置(1) 表面電離型質量分析装置(2)	変更なし					○	○	認可番号 5次:- 6次:-	

662

変更後

表3-1 設工認申請対象の申請状況(67/76)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[905]	安全避難通路	安全避難通路	増設					○			放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設						○		発電機室 認可番号 5次:-
									○		第1廃棄物処理所 認可番号 6次:-
										○	第2廃棄物処理所 認可番号 6次:-
										○	シリンダ洗浄機 認可番号 6次:-
										○	第3廃棄物倉庫 認可番号 6次:-
										○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:-
										○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
										○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-
							○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-			
[906]	同位体分析設備	表面電離型質量分析装置(1) 表面電離型質量分析装置(2)	改設						○	○	認可番号 5次:- 6次:-

662

変更理由

脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

変更後

変更理由

表3-1 設工認申請対象の申請状況(68/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[907]	不純物分析設備	固体発光分光分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		ICP質量分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		ICP発光分光分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		自動水分分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		炭素・硫黄同時分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		自動ハロゲン分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		α線スペクトル分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		廃水タンク	改造							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
		サンプル保管庫	新設							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
[908]	物性測定設備	比表面積測定装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		高密度測定装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		平均粒径測定装置	改造						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
[909]	試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	試料回収ボックス	改造						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
[910]	窒素供給設備									2	○	
[911]	窒素ガス供給配管系統(屋外供給系統)					3				2	○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(68/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[907]	不純物分析設備	固体発光分光分析装置	改造							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
		ICP質量分析装置	改造							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
		ICP発光分光分析装置	改造							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
		自動水分分析装置	改造							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
		炭素・硫黄同時分析装置	改造							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
		自動ハロゲン分析装置	改造							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
		α線スペクトル分析装置	改造							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
		廃水タンク	改造							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
		サンプル保管庫	新設							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
[908]	物性測定設備	比表面積測定装置	改造							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
		高密度測定装置	改造							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
		平均粒径測定装置	改造							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
[909]	試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	試料回収ボックス	改造							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
[910]	窒素供給設備									2	○	
[911]	窒素ガス供給配管系統(屋外供給系統)					3				2	○	

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表3-4 建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請、建物及び非常用設備)(1/3)

4次申請書(2020.3.13付三原燃第19-0801号を基に作成)

Table with columns for building type (e.g., 工場棟 転換工場), design number, and technical standards (1-23). It contains a grid of circles and numbers indicating compliance status.

注1: 非常管理区域から第2種管理区域へ管理区域区分を変更
注2: 工場棟転換工場の溢水防護区画4に容器管理棟前室を含む
注3: 容器管理棟前室のみを含む
注4: 放射線管理棟前室は避難口のみ設置
注5: 第1種管理区域である放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所のシャッタ解放時に負圧を維持
*1: 直に設置する排水検知警報設備は次回以降申請
*2: ガラリ部の火災区域境界は気体検出設備で構成される。気体検出設備は次回以降申請
*3: フィルタ(排塵除去用)は次回以降申請
*4: 気体検出設備(1)(2)は次回以降申請
*5: 評価対象設備の境界評定は次回以降申請
*6: 防火水櫃、可燃消防ポンプは次回以降申請
*7: 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の隔壁は次回以降申請
*8: ローターキルンは次回以降申請
*9: 気流検出設備の周囲に設置する配管カバーは次回以降申請
*10: 放射性廃棄物の廃棄物貯蔵設備(1)、ドラム缶ウラン量測定、及びクレーンは次回以降申請
*11: ダストモニタ、及びモニタリングポストは次回以降申請
*12: 防犯フェンスは次回以降申請
*13: 放射線管理棟前室は次回以降申請
*14: 緊急時対応設備(1)は次回以降申請
*15: 緊急時対応設備(2)は次回以降申請
*16: 緊急時対応設備(3)は次回以降申請
*17: 緊急時対応設備(4)は次回以降申請
*18: 緊急時対応設備(5)は次回以降申請
*19: 緊急時対応設備(6)は次回以降申請
*20: 緊急時対応設備(7)は次回以降申請
*21: 緊急時対応設備(8)は次回以降申請
*22: 緊急時対応設備(9)は次回以降申請
*23: 緊急時対応設備(10)は次回以降申請

Legend for symbols: ○: 設計変更なし+工事なし, ⊙: 設計変更あり+工事なし, ●: 設計変更あり+工事あり. Includes a table for '新たに規制対象となる施設' with columns for equipment types and their corresponding standards.

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表3-4 建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請、建物及び非常用設備)(1/3)

4次申請書(2020.3.13付三原燃第19-0801号を基に作成)

資料No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	設計番号			
																								変更	工事		
表イ建-1	工場棟 組立工場	改築																							41-1	41-2	
表ハ建-1	工場棟 成型工場	改築																							41-1	41-2	
表ホ建-1-1	工場棟 組立工場	改築																							41-1	41-2	
表ホ建-1-2	独立遊廊	改築																							41-1	41-2	
表ヘ建-1-1	付属建物 第2燃料倉庫	改築																							41-1	41-2	
表ヘ建-1-2	付属建物 容器管理棟	改築																							41-1	41-2	
表ト建-1-1	放射線管理棟	改築																							41-1	41-2	
表ト建-1-2	付属建物 放射線管理棟前室	新設																							41-1	41-2	
表ト建-1-3	付属建物 除染室・分析室	改築																							41-1	41-2	
表イ建-1 工場棟 組立工場	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																									
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																									
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																									
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																									
	消火設備 消火器	増設																									
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び改築																									
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																									
	緊急対策設備(1) 非常用照明	改築																									
	緊急対策設備(1) 誘導灯	改築																									
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																									
表ハ建-1 工場棟 成型工場	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																									
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																									
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																									
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																									
	消火設備 消火器	増設																									
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び改築																									
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																									
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																									
	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																									
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																									

注1: 非管理区域から第2管理区域へ管理区域区分を変更
注2: 工場棟組立工場の温水防凍区画4に容器管理棟前室を含む
注3: 容器管理棟前室のみ含む
注4: 放射線管理棟前室は避難口のみ設置
注5: 第1管理区域である放射線管理棟前室-除染室のシャッター解放時に負圧を維持
*1: 壁に設置する屋外検知警報設備は次回以降申請
*2: ガラリ部の火災区域境界は気体検知設備で構成される。気体検知設備は次回以降申請
*3: フィルタ(粉塵除去用)は次回以降申請
*4: 気体検知設備(1)(2)は次回以降申請
*5: 緊急対策設備(1)誘導灯は次回以降申請
*6: 緊急対策設備(1)安全避難通路は次回以降申請
*7: 緊急対策設備(1)非常用照明は次回以降申請
*8: 緊急対策設備(1)誘導灯は次回以降申請
*9: 緊急対策設備(1)安全避難通路は次回以降申請
*10: 緊急対策設備(1)非常用照明は次回以降申請
*11: 緊急対策設備(1)誘導灯は次回以降申請
*12: 緊急対策設備(1)安全避難通路は次回以降申請
*13: 緊急対策設備(1)非常用照明は次回以降申請
*14: ローリーキルンは次回以降申請
*15: 気体検知設備の周りに設置する配管カバーは次回以降申請
*16: 緊急対策設備(1)非常用照明は次回以降申請
*17: 放射線管理棟の高気圧貯蔵設備(1)、ドラム缶ウラン測定、及びクレーンは次回以降申請
*18: ダストモニタ、及びモニタリングポストは次回以降申請
*19: 防塵フェンスは次回以降申請
*20: 評価対象設備の簡易評価は次回以降申請
*21: 防火水櫃、可燃消防ポンプは次回以降申請
*22: 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵容器の設置は次回以降申請

○: 設計変更なし+工事なし
○: 設計変更あり+工事なし
●: 設計変更あり+工事あり 注6
注6: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
設工認技術基準が変更または追加されている項目

非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火器	

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表3-4 建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請、建物及び非常用設備)(3/3)

4次申請書(2020.3.13付三原燃第19-0801号を基に作成)

仕様書No.	設計番号	区分	項目																						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
表ト建-1-1 放射線管理棟	非常用通報設備 放送設備	変更なし																							
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																							
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																							
	消火設備 消火器	増設																							
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び 増設																							
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																							
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																							
	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																							
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																							
	緊急対策設備(3) 煙(内部溢水止水用)	新設																							
表ト建-1-2 放射線管理棟 前室	非常用通報設備 放送設備	増設																							
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																							
	消火設備 消火器	増設																							
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設																							
	自動火災報知設備 警報設備	増設																							
	緊急対策設備(1) 非常用照明	増設																							
	緊急対策設備(1) 誘導灯	増設																							
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																							
	緊急対策設備(3) 煙(内部溢水止水用)	新設																							
	表ト建-1-3 除染室・ 分装室	非常用通報設備 非常へA設備	変更なし																						
非常用通報設備 放送設備		変更なし																							
非常用通報設備 通信連絡設備		増設																							
消火設備 屋外消火栓		変更なし																							
消火設備 消火器		増設																							
自動火災報知設備 火災感知設備		増設及び 増設																							
自動火災報知設備 警報設備		変更なし																							
緊急対策設備(1) 非常用照明		変更なし																							
緊急対策設備(1) 誘導灯		変更なし																							
緊急対策設備(1) 安全避難通路		増設																							
緊急対策設備(3) 煙(内部溢水止水用)	新設																								

注1: 非常管理区域から第2種管理区域へ管理区域区分を変更
注2: 工場棟独立工場の溢水防護区画4に容器管理棟前室を含む
注3: 容器管理棟前室のみ含む
注4: 放射線管理棟前室は避難のみ設置
注5: 第1種管理区域である放射線管理棟前室-1階解放時のシャッター解放時に負圧を維持
注6: 1: 壁に設置する漏水検知警報設備は次回以降申請
注7: 工場棟独立工場に新設する鉄扉(SD-1, SD-2)は次回以降申請(図イ建-9参照)
注8: 工場棟独立工場に新設する鉄扉(SD-17)は次回以降申請(図イ建-9参照)
注9: 付属建物容器管理棟に新設する鉄扉(SD-22)は次回以降申請(図イ建-9参照)
注10: 付属建物除染室・分装室に新設する鉄扉(SD-220)は次回以降申請(図イ建-9参照)
注11: ガラリ部の火災区画境界は気体検出設備で構成される。気体検出設備は次回以降申請
注12: フィルタ(排塵除去用)は次回以降申請
注13: 気体検出設備(1)(2)は次回以降申請
注14: 転換工場地下ピット(ピット内循環回収配管系統含む)は次回以降申請
注15: 周辺に設置する遮断壁は、次回以降申請
注16: ロータリーキルンは次回以降申請
注17: 気流輸送設備の周囲に設置する配管カバーは次回以降申請
注18: 放射線管理棟の廃棄物貯蔵設備(1)、ドラム缶ウラン測定、及びクレーンは次回以降申請
注19: タストモニタ、及びモニタリングポストは次回以降申請
注20: 評価対象設備の臨界評価は次回以降申請
注21: 防火水櫃、消火ポンプは次回以降申請
注22: 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の隔壁は、次回以降申請
注23: 防犯フェンスは次回以降申請

○: 設計変更なし+工事なし
◎: 設計変更あり+工事なし
●: 設計変更あり+工事あり 注6
注6: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
設工認技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設	
非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火器	

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

変更理由

表1-2-4 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(その他の加工施設 1/1)

仕様書No.	名称	設計番号	事業許可との対応*	項目																						
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
表1-1	非常用ディーゼル発電機(1)	(887,888)非常用設備	非常用電源設備	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
表1-2	表面電圧型質量分析装置(1)	(906)分析設備	同位体分析設備	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-3	ICP質量分析装置	(907)分析設備	不純物分析設備	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-4	北表面積測定装置			(908)分析設備	物性測定設備	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表1-5	試料回収ボックス			(909)分析設備	試料回収ボックス	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

*1: 薬(内部漏水止水用)は、先行改訂承認済み
 *2: 薬水検知警報設備は、次回以降申請
 *3: 次回以降申請する工場機械領域内の全てのクランを使用する設備・機器と合わせて立休角度により安全であることの評価結果を示す。
 *4: 局所排気設備は、次回以降申請
 *5: 屋外ケーブル系統は、次回以降申請
 ※ 事業許可の安全機能一貫で区分された設備の分析用途に対して必要な機器を改訂申請する。

○: 設計変更なし+工事なし ■: 本加工施設では該当しない項目
 ◎: 設計変更あり+工事なし □: 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目
 ●: 設計変更あり+工事あり

注1: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

添付 3

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

分析設備 同位体分析設備
(分光分析室)

符号	機器名	変更内容
1	表面電離型質量分析装置(1)	変更なし
2	表面電離型質量分析装置(2)	変更なし

分析設備 不純物分析設備
(分光分析室)

符号	機器名	変更内容
3	固体発光分光分析装置	変更なし
4	ICP質量分析装置	変更なし
5	発光分光分析装置	撤去

分光分析室
機器配置図

名称	工場棟
図り配-2	転換工場

: 申請する機器
 : 撤去する機器
 : 申請対象外 [a 作業台(卓上ドラフト型) b 作業台(分光分析前処理用)]

*1 : 次回以降申請予定
----- : 撤去

470

変更後

分析設備 同位体分析設備
(分光分析室)

符号	機器名	変更内容
1	表面電離型質量分析装置(1)	改設
2	表面電離型質量分析装置(2)	改設

分析設備 不純物分析設備
(分光分析室)

符号	機器名	変更内容
3	固体発光分光分析装置	改設
4	ICP質量分析装置	改設
5	発光分光分析装置	撤去

分光分析室
機器配置図

名称	工場棟
図り配-2	転換工場

: 申請する機器
 : 撤去する機器
 : 申請対象外 [a 作業台(卓上ドラフト型) b 作業台(分光分析前処理用)]

*1 : 次回以降申請予定
----- : 撤去

470

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

分析設備 不純物分析設備

符号	機器名	変更内容
1	自動水分分析装置	変更なし
2	炭素・硫黄同時分析装置	変更なし
3	自動ハロゲン分析装置	変更なし
4	α線スペクトル分析装置	変更なし
5	廃水タンク	改造
6	ICP発光分光分析装置	変更なし
7	サンプリング装置	新設

分析設備 物性測定設備

符号	機器名	変更内容
8	比表面積測定装置	変更なし
9	密度測定装置	変更なし
10	平均粒径測定装置	改造

分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)

符号	機器名	変更内容
11	試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	改造

: 申請する機器
 : 申請対象外

[a 作業台(秤量器用) b サンプリング用 c 作業台(サンプリング用) d 作業台(飲料回収用(1))
 e 作業台(湿式ドラフト型(1)) f 作業台(湿式ドラフト型(2)) g サンプリング用 h 作業台(サンプリング用)
 i 金相研磨機(A) j 金相研磨機(B) k 作業台(金相研磨機用) l 作業台(グローブボックス型)
 m 作業台(試料回収用(2))]

*1 : 廃水タンク(符号5)の撤去前の位置
 *2 : {852} 櫃 (内部溢水止水用) は既に申請済み (4次申請)

名	分析室
図	機器配置図
番	図リ配-3
付属建物	除染室・分析室

471

変更後

分析設備 不純物分析設備

符号	機器名	変更内容
1	自動水分分析装置	改造
2	炭素・硫黄同時分析装置	改造
3	自動ハロゲン分析装置	改造
4	α線スペクトル分析装置	改造
5	廃水タンク	改造
6	ICP発光分光分析装置	改造
7	サンプリング装置	新設

分析設備 物性測定設備

符号	機器名	変更内容
8	比表面積測定装置	改造
9	密度測定装置	改造
10	平均粒径測定装置	改造

分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)

符号	機器名	変更内容
11	試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	改造

: 申請する機器
 : 申請対象外

[a 作業台(秤量器用) b サンプリング用 c 作業台(サンプリング用) d 作業台(飲料回収用(1))
 e 作業台(湿式ドラフト型(1)) f 作業台(湿式ドラフト型(2)) g サンプリング用 h 作業台(サンプリング用)
 i 金相研磨機(A) j 金相研磨機(B) k 作業台(金相研磨機用) l 作業台(グローブボックス型)
 m 作業台(試料回収用(2))]

*1 : 廃水タンク(符号5)の撤去前の位置
 *2 : {852} 櫃 (内部溢水止水用) は既に申請済み (4次申請)

名	分析室
図	機器配置図
番	図リ配-3
付属建物	除染室・分析室

471

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは**黒線囲い**、変更箇所を赤文字下線もしくは**赤線囲い**で示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{909}	分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	1

*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上
 *2 : 溢水水位 (床面より160mm)
 *3 : 次回以降申請予定の排気配管

: ウランを取り扱うフードボックス
 : 追加する排気口
 : 撤去する排気口
 : 追加するフードボックス(床板)
 : 変更するパネル(上部パネル)(側面)
 : 変更する下部パネル(側面、前面)
 : 閉止するシユート部

単位: mm

名	分析設備
称	試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)
図	図り設-2
番	付属建物 除染室・分析室

482

変更後

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{909}	分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	1

*1 : 開口部風速 0.5m/秒以上
 *2 : 溢水水位 (床面より160mm)
 *3 : 次回以降申請予定の排気配管

: ウランを取り扱うフードボックス
 : 追加する排気口
 : 撤去する排気口
 : 追加するフードボックス(床板)
 : 変更するパネル(上部パネル)(側面)
 : 変更する下部パネル(側面、前面)
 : 閉止するシユート部

単位: mm

名	分析設備
称	試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)
図	図り設-2
番	付属建物 除染室・分析室

482

変更理由

アンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

No. (906)	安全機能を有する施設名称 分析設備 同位体分析設備	型式
名称	分析設備 同位体分析設備	工場棟 転換工場
図番	表面電離型質量分析装置(1) 図り設-5	
<p>□: サンプル装荷部位 *1: 溢水水位(床面より160mm) *2: 所定の位置に装荷することによってサンプルの保持を可能とする。</p>		

485

変更後

No. (906)	安全機能を有する施設名称 分析設備 同位体分析設備	型式
名称	分析設備 同位体分析設備	工場棟 転換工場
図番	表面電離型質量分析装置(1) 図り設-5	
<p>□: サンプル装荷部位 *1: 溢水水位(床面より160mm) *2: 所定の位置に装荷することによってサンプルの保持を可能とする。</p> <p>*3: 脚部(8箇所)を取り付け、アンカーボルト(各2本)により固定</p>		

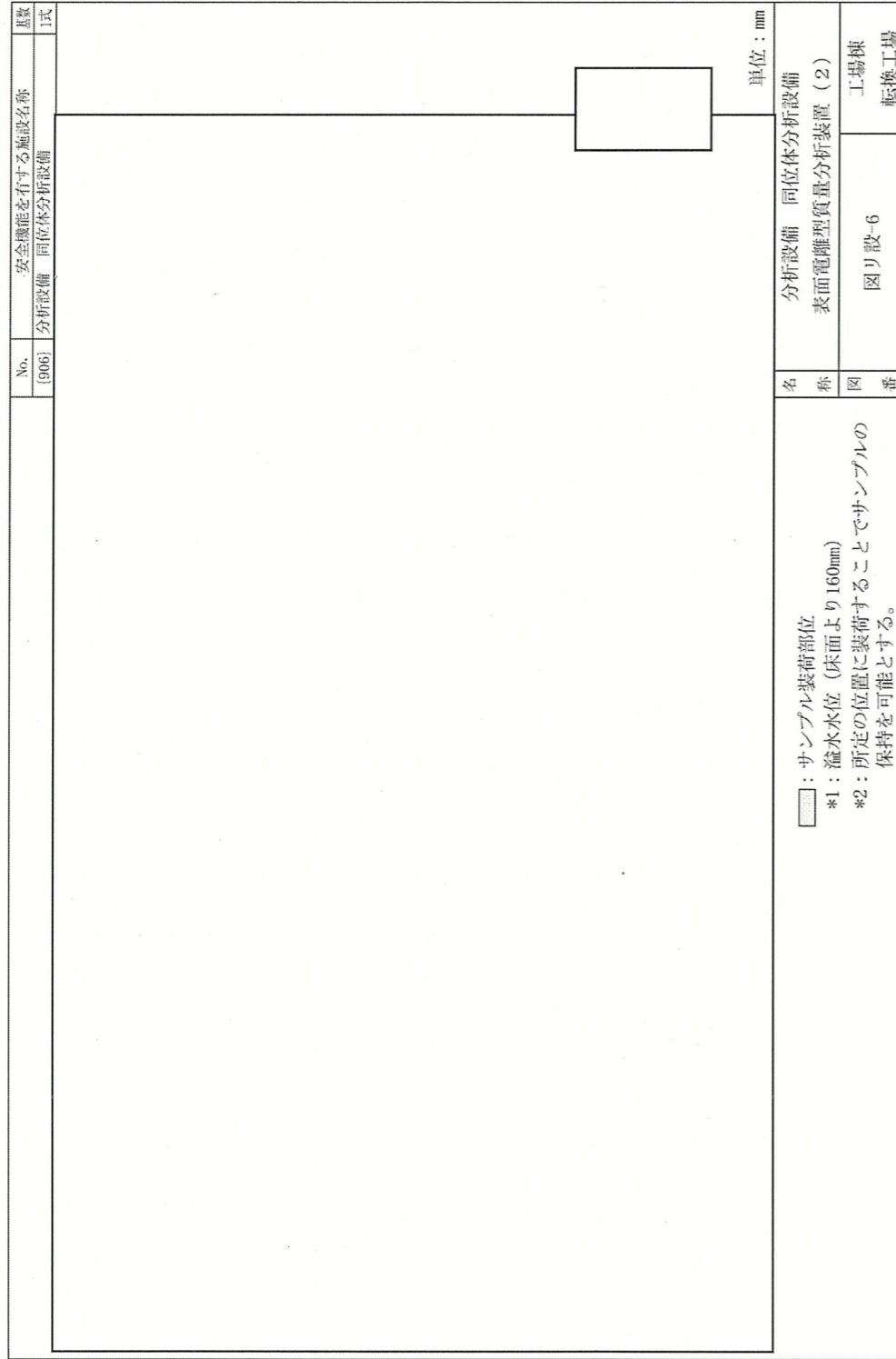
485

変更理由

脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

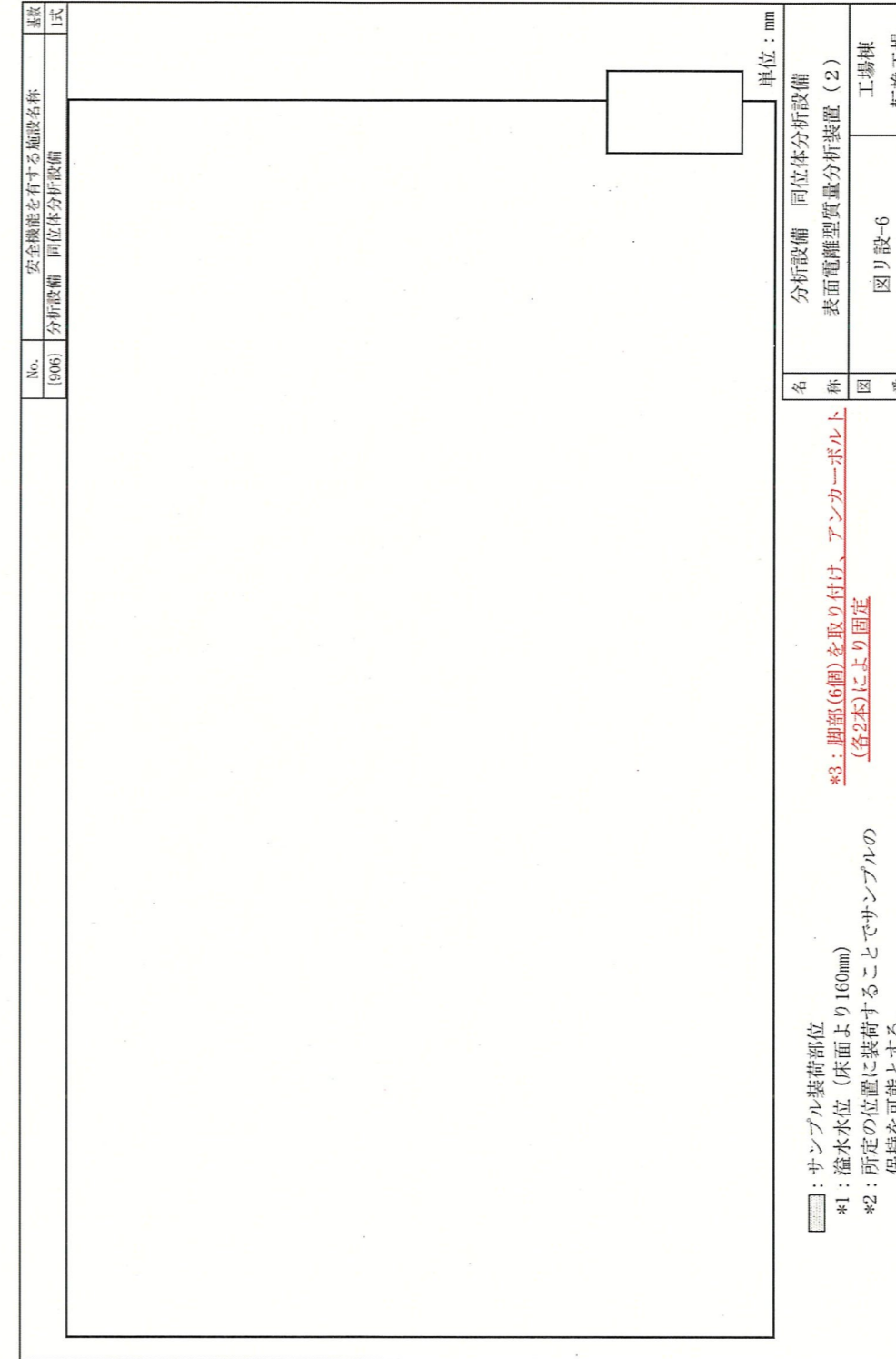
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)



486

変更後



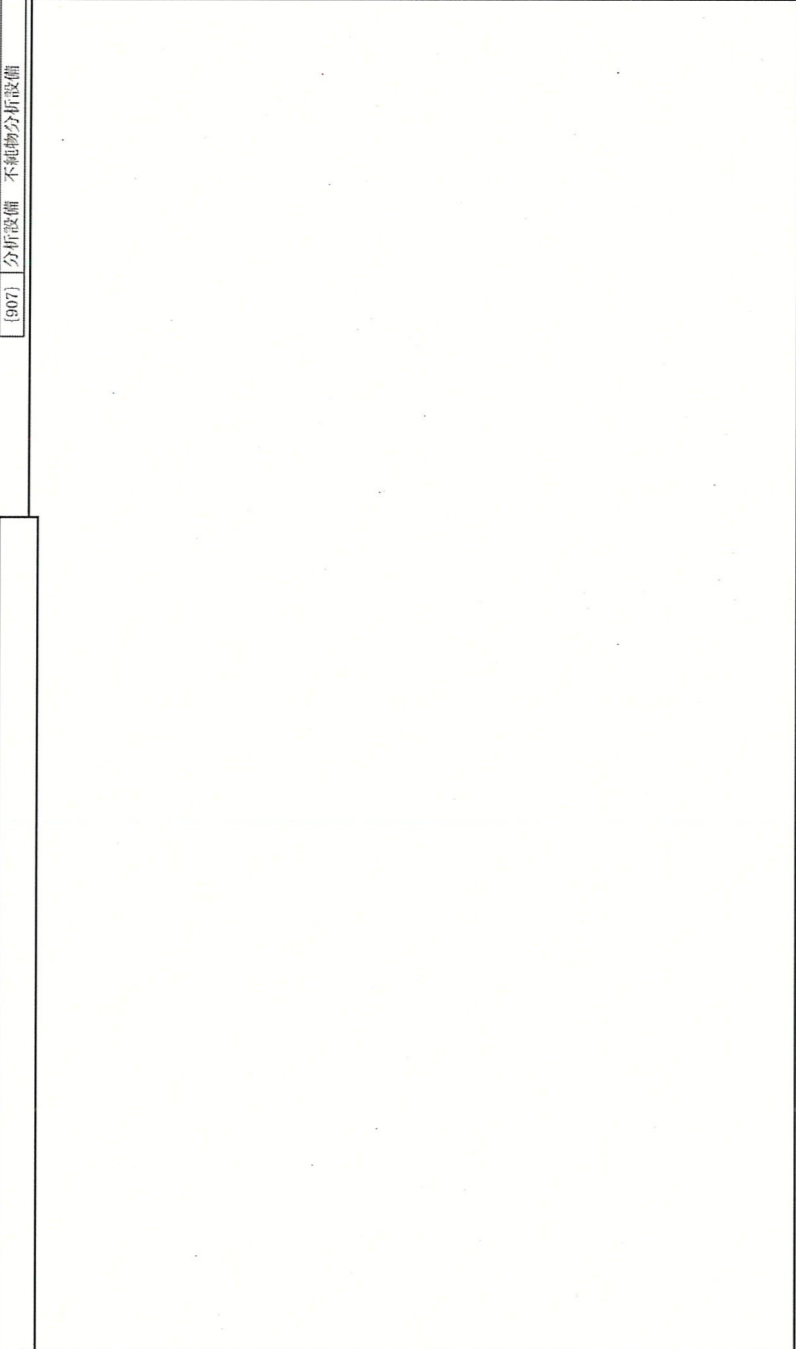
486

変更理由

脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

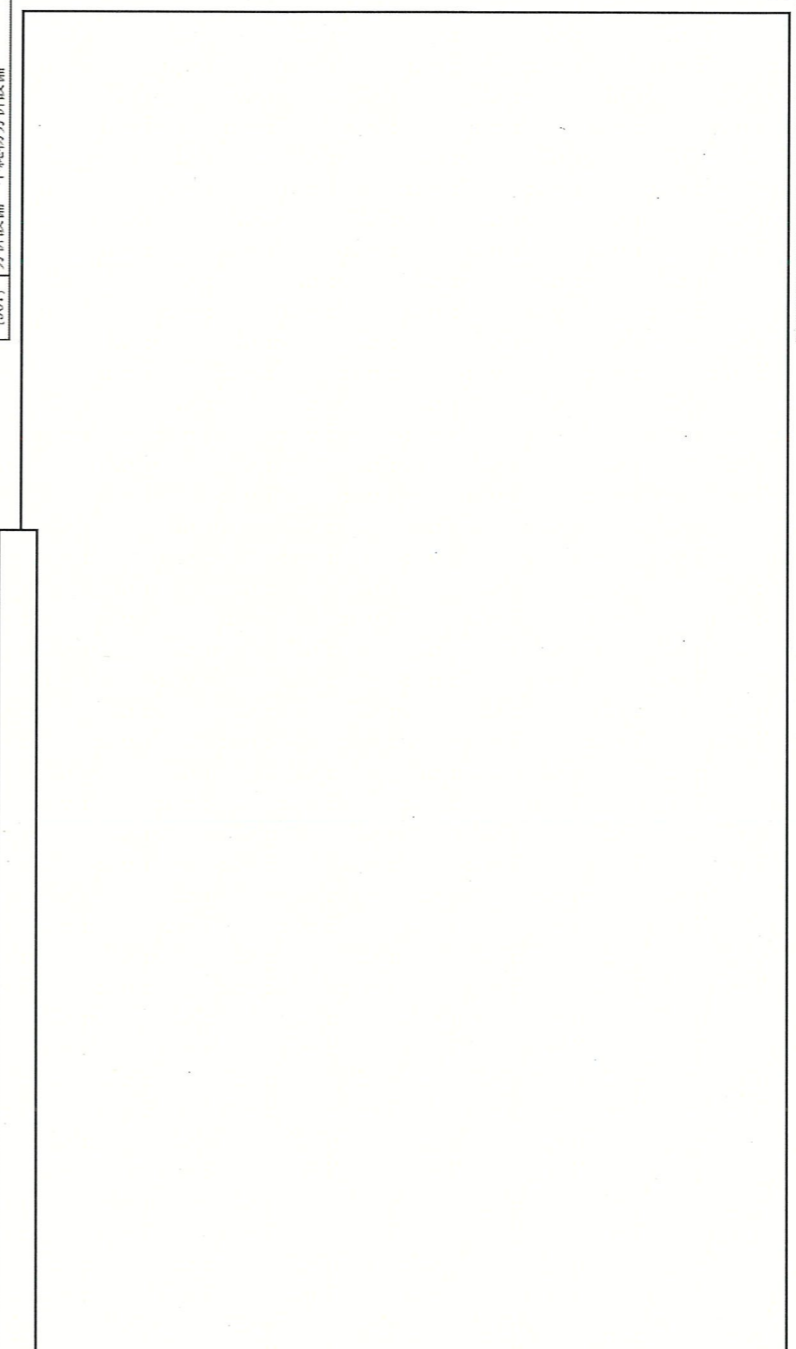
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

No. (907)	分析設備	安全機能を有する施設名称 不純物分析設備	型式
			
単位：mm			
名称	分析設備	不純物分析設備	
図番	図り設-7	固体発光分光分析装置	工場棟 転換工場
<p>□：サンプル装荷部位 *1：溢水水位（床面より160mm） *2：所定の位置に装荷することでサンプルの保持を可能とする。</p>			

487

変更後

No. (907)	分析設備	安全機能を有する施設名称 不純物分析設備	型式
			
単位：mm			
名称	分析設備	不純物分析設備	
図番	図り設-7	固体発光分光分析装置	工場棟 転換工場
<p>□：サンプル装荷部位 *1：溢水水位（床面より160mm） *2：所定の位置に装荷することでサンプルの保持を可能とする。 *3：<u>脚部(5個)を取り付け、アンカーボルト</u> <u>(各2本)により固定</u></p>			

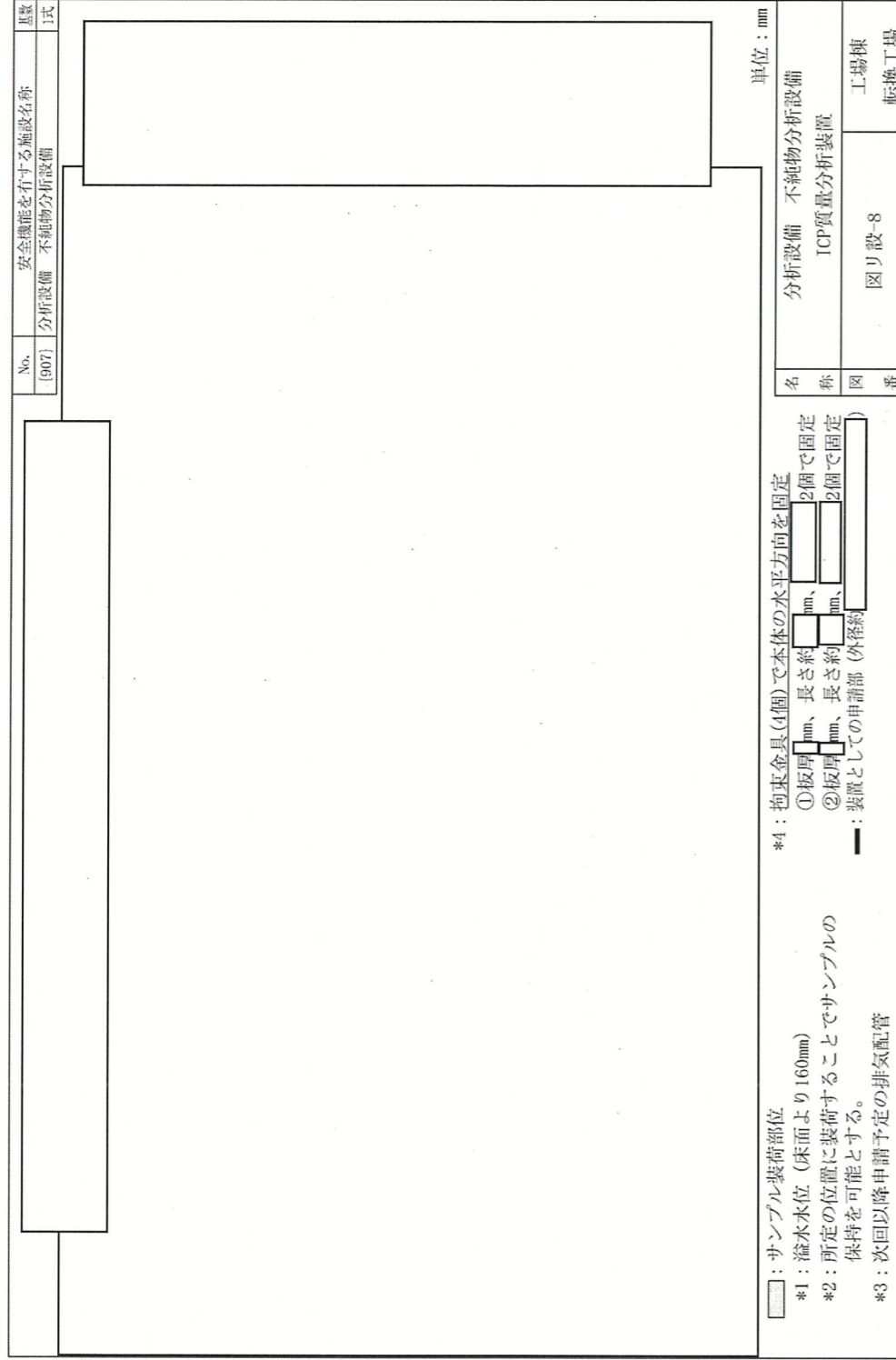
487

変更理由

脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

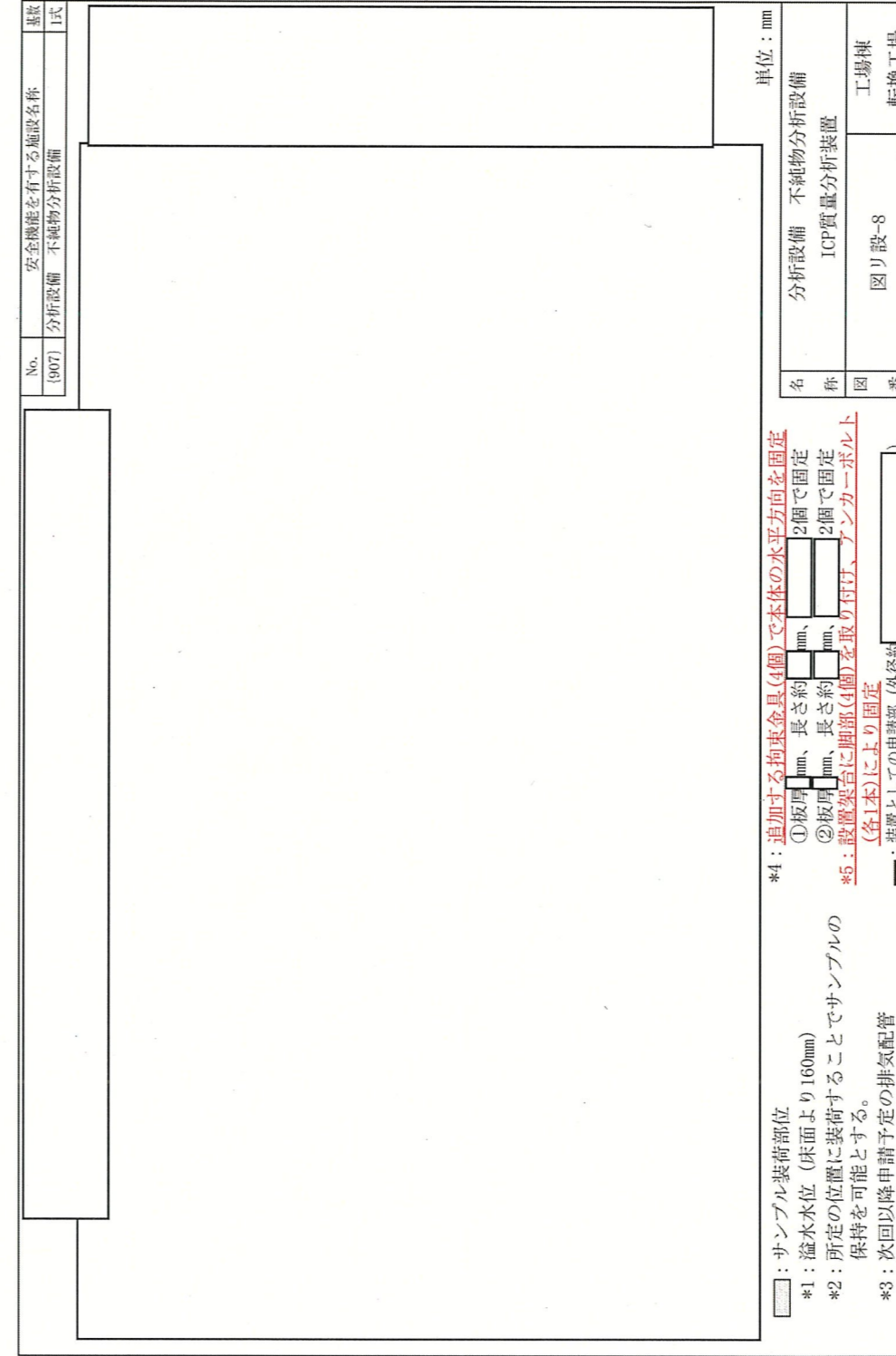
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)



488

変更後



488

変更理由

拘束金具、脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

No.	安全機能を有する施設名称	基礎
1907	分析設備 不純物分析設備	1式

単位：mm

名称	分析設備 不純物分析設備
図番	図り設-9 付属建物 除染室・分析室

*1：サンプル装荷部位
 *2：所定の位置に装荷することでサンプルの保持を可能とする。
 *3：次回以降申請予定の排気配管

*4：拘束金具(8個)で本体の水平方向を固定
 ①板厚 mm、長さ約 mm、2個で固定
 ②板厚 mm、長さ約 mm、2個で固定
 ③板厚 mm、長さ約 mm、2個で固定
 ④板厚 mm、装置接触長さ約 mm×2辺、2個で固定
 —：装置としての申請部 (外径約 mm)

489

変更後

No.	安全機能を有する施設名称	基礎
1907	分析設備 不純物分析設備	1式

単位：mm

名称	分析設備 不純物分析設備
図番	図り設-9 付属建物 除染室・分析室

*3：次回以降申請予定の排気配管
 *4：追加する拘束金具(8個)で本体の水平方向を固定
 ①板厚 mm、長さ約 mm、2個で固定
 ②板厚 mm、長さ約 mm、2個で固定
 ③板厚 mm、長さ約 mm、2個で固定
 ④板厚 mm、装置接触長さ約 mm×2辺、2個で固定
 *5：設置架台に脚部(4個)を取り付け、アンカーボルト(各1本)により固定

////：改造する設置架台 (脚部はアンカーボルトで固定する)
 ■：サンプル装荷部位
 —：装置としての申請部 (外径約 mm)
 *1：溢水水位 (床面より160mm)
 *2：所定の位置に装荷することでサンプルの保持を可能とする。

489

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

No. (907)	安全機能を有する施設名称 分析設備 不純物分析設備
--------------	------------------------------

単位：mm

名称	分析設備 不純物分析設備
図番	図り設-10 付属建物 除染室・分析室

*3：追加する拘束金具(8個)で本体の水平方向を固定
 ①板厚□mm、長さ約□mm、□個で固定
 ②板厚□mm、長さ約□mm、□個で固定

□：サンプル装荷部位
 *1：溢水水位(床面より160mm)
 *2：所定の位置に装荷することでサンプルの保持を可能とする。

490

変更後

No. (907)	安全機能を有する施設名称 分析設備 不純物分析設備
--------------	------------------------------

単位：mm

名称	分析設備 不純物分析設備
図番	図り設-10 付属建物 除染室・分析室

///：改造する設置架台
 (脚部はアンカーボルトで固定する)
 □：サンプル装荷部位
 *1：溢水水位(床面より160mm)
 *2：所定の位置に装荷することでサンプルの保持を可能とする。

*3：追加する拘束金具(8個)で本体の水平方向を固定
 ①板厚□mm、長さ約□mm、□個で固定
 ②板厚□mm、長さ約□mm、□個で固定
 *4：設置架台に脚部(4個)を取り付け、アンカーボルト(各1本)により固定

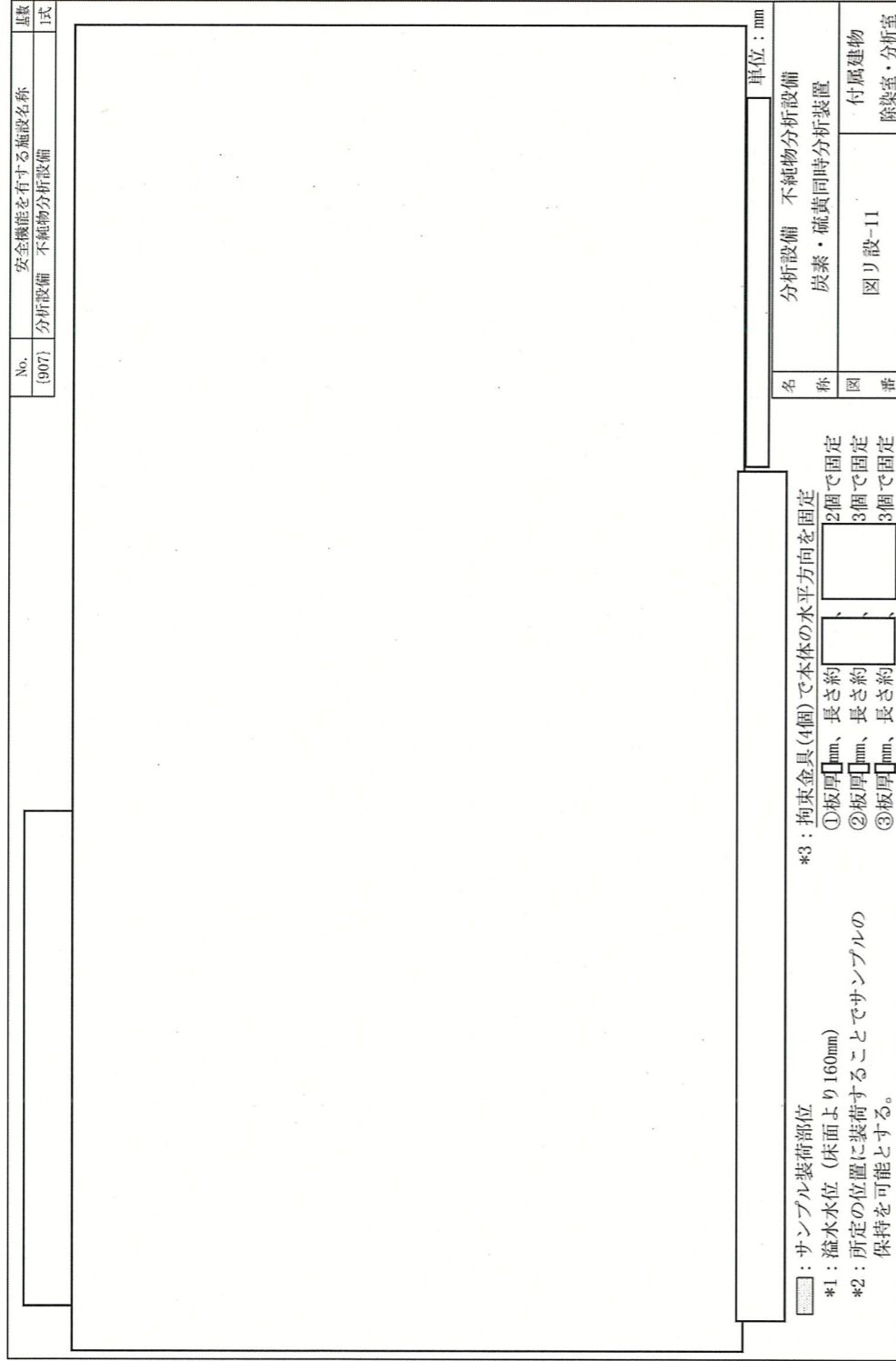
490

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

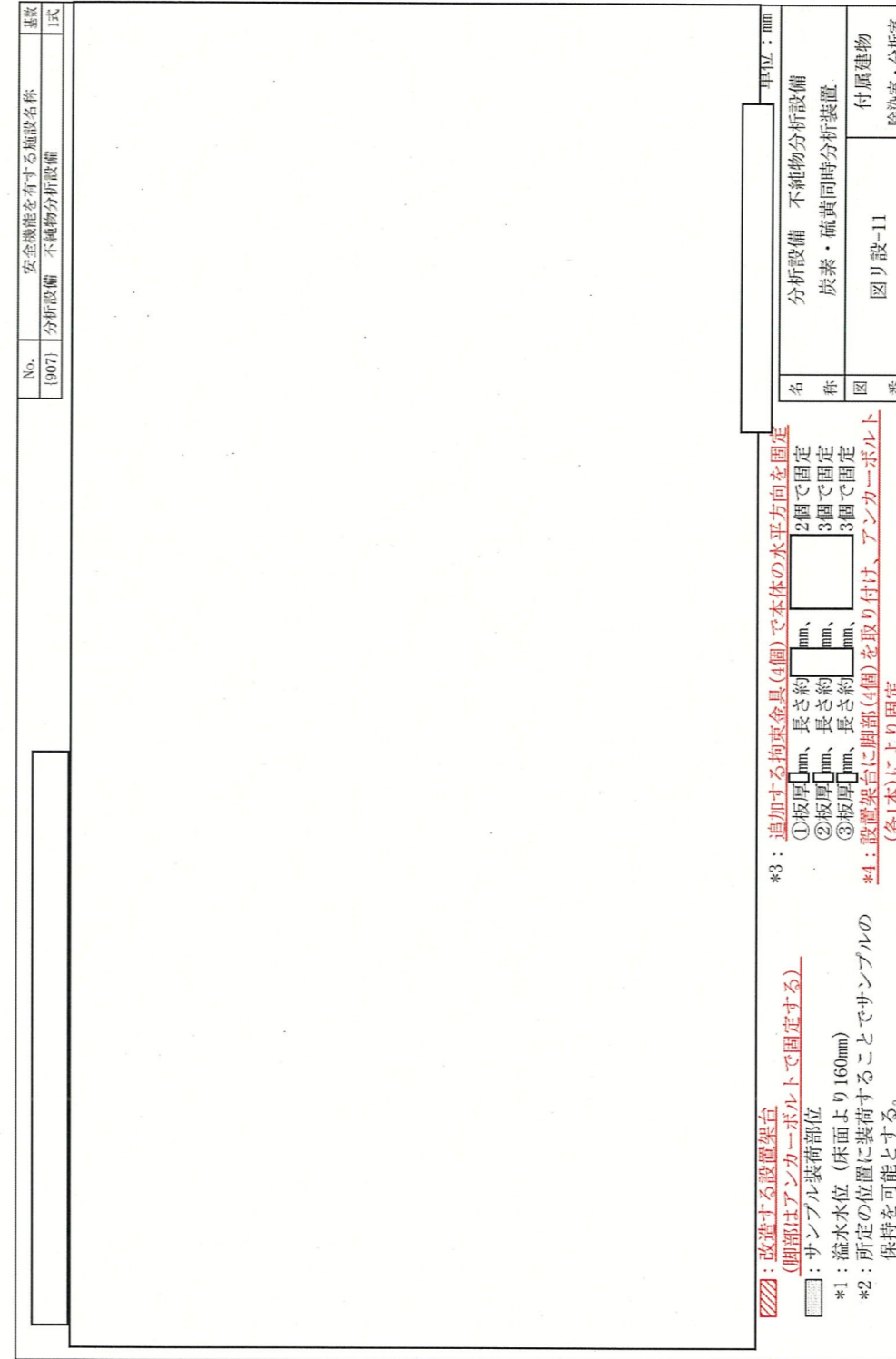
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)



491

変更後



491

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

No. 1907	分析設備	安全機能を有する施設名称 不純物分析設備	型式
-------------	------	-------------------------	----

単位：mm

名称	分析設備	不純物分析設備
図番	自動ハログゲン分析装置 図り設-12	付属建物 除染室・分析室

*3：拘束金具(4個)で本体の水平方向を固定
 ①板厚 mm、長さ約 mm、 個で固定
 ②板厚 mm、長さ約 mm、 個で固定
 ③板厚 mm、長さ約 mm、 個で固定

■：サンプル装荷部位
 *1：溢水水位(床面より160mm)
 *2：所定の位置に装荷することでのサンプルの保持を可能とする。

492

変更後

No. 1907	分析設備	安全機能を有する施設名称 不純物分析設備	型式
-------------	------	-------------------------	----

単位：mm

名称	分析設備	不純物分析設備
図番	自動ハログゲン分析装置 図り設-12	付属建物 除染室・分析室

*3：追加する拘束金具(8個)で本体の水平方向を固定
 ①板厚 mm、長さ約 mm、 個で固定
 ②板厚 mm、長さ約 mm、 個で固定
 ③板厚 mm、長さ約 mm、 個で固定
 ④板厚 mm、長さ約 mm、 個で固定
 *4：設置梁管に脚部(4個)を取り付け、アンカーボルト(各1本)により固定

■：サンプル装荷部位
 *1：溢水水位(床面より160mm)
 *2：所定の位置に装荷することでのサンプルの保持を可能とする。

492

変更理由

拘束金具、脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

No.	[907]	安全機能を有する施設名称	分析設備 不純物分析設備	基数	1式
-----	-------	--------------	--------------	----	----

単位：mm

名称	分析設備 不純物分析設備 α線スペクトル分析装置
図番	図り設-13 付属建物 除染室・分析室

□：サンプル装荷部位
*1：溢水水位 (床面より160mm)
*2：所定の位置に装荷することでサンプルの保持を可能とする。

493

変更後

No.	[907]	安全機能を有する施設名称	分析設備 不純物分析設備	基数	1式
-----	-------	--------------	--------------	----	----

単位：mm

名称	分析設備 不純物分析設備 α線スペクトル分析装置
図番	図り設-13 付属建物 除染室・分析室

□：サンプル装荷部位
*1：溢水水位 (床面より160mm)
*2：所定の位置に装荷することでサンプルの保持を可能とする。
***3：脚部をアンカーボルト(4本)により固定**

493

変更理由

アンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

No. (908)	分析設備	安全機能を有する施設名称	型式
<p>単位: mm</p> <p>分析設備 物理測定設備 比表面積測定装置 図り設-14 付属建物 除染室・分析室</p> <p>名称 図 番</p>			
<p>*3: 拘束金具(8個)で本体の水平方向を固定 ①板厚 <input type="text"/> mm、装置接触長さ <input type="text"/> mm × 2辺、<input type="text"/> 個で固定 ②板厚 <input type="text"/> mm、装置接触長さ <input type="text"/> mm × 2辺、<input type="text"/> 個で固定 ③板厚 <input type="text"/> mm、長さ <input type="text"/> mm、<input type="text"/> 個で固定 ④板厚 <input type="text"/> mm、装置接触長さ <input type="text"/> mm × 1辺、<input type="text"/> 個で固定</p>			
<p>□: サンプル装荷部位 *1: 溢水水位 (床面より160mm) *2: 所定の位置に装荷することでサンプルの保持を可能とする。</p>			

494

変更後

No. (908)	分析設備	安全機能を有する施設名称	型式
<p>単位: mm</p> <p>分析設備 物理測定設備 比表面積測定装置 図り設-14 付属建物 除染室・分析室</p> <p>名称 図 番</p>			
<p>*3: 追加する拘束金具(8個)で本体の水平方向を固定 ①板厚 <input type="text"/> mm、装置接触長さ <input type="text"/> mm、<input type="text"/> 個で固定 ②板厚 <input type="text"/> mm、装置接触長さ <input type="text"/> mm、<input type="text"/> 個で固定 ③板厚 <input type="text"/> mm、長さ <input type="text"/> mm、<input type="text"/> 個で固定 ④板厚 <input type="text"/> mm、装置接触長さ <input type="text"/> mm、<input type="text"/> 個で固定 *4: 設置架台に脚部(4個)を取り付け、アンカーボルト (各1本)により固定</p>			
<p>///: 改造する設置架台 (脚部はアンカーボルトで固定する) □: サンプル装荷部位 *1: 溢水水位 (床面より160mm) *2: 所定の位置に装荷することでサンプルの保持を可能とする。</p>			

494

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

No. (908)	安全機能を有する施設名称 分析設備 物性測定設備	基盤 1式
--------------	-----------------------------	----------

単位: mm

分析設備 物性測定設備
高密度測定装置

付属建物
図り設-15
除染室・分析室

名称
図 番

*3: 拘束金具(4個)で本体の水平方向を固定
①板厚 mm、装置接触長さ 、 2個で固定

■: サンプル装着部位
*1: 溢水水位 (床面より160mm)
*2: サンプルを充填した後、サンプルルチュープを
本体の所定の位置に装着する。

495

変更後

No. (908)	安全機能を有する施設名称 分析設備 物性測定設備	基盤 1式
--------------	-----------------------------	----------

単位: mm

分析設備 物性測定設備
高密度測定装置

付属建物
図り設-15
除染室・分析室

名称
図 番

■: 改造するカバー
(カバーは取付ボルト(4本)
で設置架台に固定する)

■: サンプル装着部位
*1: 溢水水位 (床面より160mm)
*2: サンプルを充填した後、サンプルルチュープ
を本体の所定の位置に装着する。

*3: 追加する拘束金具(4個)で本体の水平方向を固定
①板厚 mm、装置接触長さ 、 2個で固定
*4: 設置架台に脚座(4個)を取り付け、アンカーボルト
(各1本)により固定

495

変更理由

拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバーの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

No. (908)	安全機能を有する施設名称 分析設備 物性測定設備	基盤 1式
--------------	-----------------------------	----------

単位：mm

名称	分析設備 物性測定設備
図番	平均粒径測定装置 付属建物 図り設-16 除染室・分析室

*2： サンプルを充填した後、サンプルチューブを本体の所定の位置に装着する。
*3： 平均粒径測定装置本体は金属製カバーで覆う

ZZ： 追加する金属製カバー
□： サンプル装着部位
 *1： 溢水水位（床面より160mm）

496

変更後

No. (908)	安全機能を有する施設名称 分析設備 物性測定設備	基盤 1式
--------------	-----------------------------	----------

単位：mm

名称	分析設備 物性測定設備
図番	平均粒径測定装置 付属建物 図り設-16 除染室・分析室

*3： 平均粒径測定装置本体は金属製カバーで覆う
*4： 追加する拘束金具(4個)で本体の水平方向を固定
① 板厚 □mm、装置接触長さ □約2個で固定
*5： 設置架台に脚部(4個)を取り付け、アンカーボルト □(各1本)により固定

ZZ： 改造する設置架台
 (脚部はアンカーボルトで固定する)
ZZ： 追加する金属製カバー
□： サンプル装着部位
 *1： 溢水水位（床面より160mm）
 *2： サンプルを充填した後、サンプルチューブを本体の所定の位置に装着する。

496

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。